

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 11 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁 消防・救急課
消防庁 広域応援室

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給については、「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（通知）」（令和 8 年 3 月 24 日付け消防消第 91 号・消防広第 149 号）等により、国家公務員等との待遇の均衡が図られるように支給の検討を速やかに行うよう依頼してきたところです。

別添 1 のとおり、人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（令和 8 年人事院規則 9—30—113。以下「改正人事院規則」という。）が令和 8 年 4 月 8 日に施行され、国家公務員の特殊勤務手当（災害応急作業等手当）については、改正人事院規則による改正後の人事院規則 9—30 の規定（別添 2 を参照）が同年 4 月 1 日から適用されています。

つきましては、このことを踏まえ、改めて、国家公務員との待遇の均衡が図られるように支給の検討を速やかに行うようお願いいたします。

併せて、今冬を目途に、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給に関して、再度フォローアップ調査を実施する予定であることを申し添えます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部（消防事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

消防庁 消防・救急課 岩熊、熊 TEL 03-5253-7522 E-mail shokuin@soumu.go.jp 消防庁 広域応援室 池町、田中 TEL 03-5253-7569 E-mail kouiki-kikaku@ml.soumu.go.jp
--

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―三〇―一一三

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(狭あい箇所内等検査作業手当)

第十七条 狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

二 海上保安庁装備技術部又は管区海上保安本部船舶技術部若しくは警備救難部に所属する職員が行う船舶の建造の監督又は修繕の監督の業務のうち人事院が定める作業に従事したとき。

三 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(狭あい箇所内等検査作業手当)

第十七条 狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

-
- 一 前項第一号及び第二号の作業 二百五十円
 - 二 前項第三号の作業 三百二十円

(災害応急作業等手当)

第十九条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千四百四十円）とする。

一 前項第一号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

- (1) 巡回監視 九百五十円
- (2) 応急作業等 千四百四十円

-
- 一 前項第一号の作業 二百五十円
 - 二 前項第二号の作業 三百二十円

(災害応急作業等手当)

第十九条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。

一 前項第一号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

- (1) 巡回監視 七百十円
 - (2) 応急作業等 千八十円
-

二 前項第二号の作業 千四百四十円

三 前項第三号の作業 千二百二十円

四 前項第四号の作業 九百五十円

五 前項第五号の作業 千四百四十円を超えな

い範囲内において、それぞれの作業に応じて
人事院が定める額

3 (略)

(航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明

二 前項第二号の作業 千八十円

三 前項第三号の作業 八百四十円

四 前項第四号の作業 七百十円

五 前項第五号の作業 千八十円を超えない範

囲内において、それぞれの作業に応じて人事
院が定める額

3 (略)

(航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明

書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運
航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技
能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務
に従事したときに支給する。

一 (略)

二 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京
空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務
所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡
空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事
務所又は那覇空港事務所における進入管制業
務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸
誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として
行うものに限る。）

書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運
航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技
能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務
に従事したときに支給する。

一 (略)

二 新千歳空港事務所、函館空港事務所、仙台
空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務
所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島
空港事務所、福岡空港事務所、長崎空港事務
所、熊本空港事務所、大分空港事務所、鹿児
島空港事務所又は那覇空港事務所における進
入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務
又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を

三 前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、函館空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四 （略）

五 新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡

主として行うものに限る。）

三 前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四 （略）

五 新千歳空港事務所、稚内空港事務所、大阪

空港事務所若しくは鹿児島空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六〇九 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類		勤務官署	手当額
前項第 航空路	部	東京航空交通管制	千四百八
業務 一号の 管制業	部	福岡航空交通管制	十円
業務	部	福岡航空交通管制	千三百円

空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所若しくは那覇空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六〇九 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類		勤務官署	手当額
前項第一号の	部	東京航空交通管制	千三百八
業務	部	その他の航空交通	十円
管制部	管制部	その他の航空交通	八百四十

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

3 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十
海事職俸給表(一)六級以上の級	円
教育職俸給表(一)四級以上の級	

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

3 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十
海事職俸給表(一)六級以上の級	円
(新設)	

医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級 海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 教育職俸給表(一)三級及び二級 医療職俸給表(一)三級及び二級	三千八十円
公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 教育職俸給表(一)一級 医療職俸給表(一)一級	二千五百七十円
(略)	(略)

医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級 海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 (新設) 医療職俸給表(一)三級及び二級	三千八十円
公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 (新設) 医療職俸給表(一)一級	二千五百七十円
(略)	(略)

(併給禁止)

第三十二条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当

爆発物取扱等作業手当

(併給禁止)

第三十二条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当

爆発物取扱等作業手当

(略)	
(略)	<p>狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第三号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）</p>
(略)	
(略)	<p>狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。

【国家公務員の関連規定の抜粋】

- 人事院規則 9—30 (特殊勤務手当) (昭和 35 年人事院規則第 9—30) (抄)

令和 8 年 4 月の規則改正を反映後

(災害応急作業等手当)

第 19 条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一・二 (略)

三 異常な自然現象若しくは大規模な事故により **重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う**災害警備、**遭難救助**又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業

四・五 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額 (**大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440 円**) とする。

一・二 (略)

三 前項第三号の作業 1,120 円

四・五 (略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第 1 項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額 (同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額) とする。

一・二 (略)

三 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業 (同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。) が **人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合** **前項に定める額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額**

四 (略)

(イメージ)

		国家公務員 (一般職)
特殊勤務手当の根拠規定		人事院規則 9—30
名称		災害応急作業等手当
対象作業		災害現場における被災者の救助等作業 (第 19 条第 1 項第 3 号)
金額	通常	1,120 円/1 日 (第 19 条第 2 項第 3 号)
	大規模災害の場合	1,440 円/1 日 (第 19 条第 2 項)
	大規模災害、かつ危険区域において活動する場合	2,880 円/1 日 (第 19 条第 3 項第 3 号)

○ 特殊勤務手当の運用について（昭和 37 年 6 月 14 日給実甲第 197 号） （抄）

8 の 3 災害応急作業等手当（規則第 19 条）関係

1 （略）

2 規則第 19 条第 2 項の「人事院が定める災害」は、災害対策基本法に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事院事務総長が定める災害とする。

3 規則第 19 条第 3 項第 3 号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 「人事院が著しく危険であると認める区域」は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。(2)において「立入禁止区域等」という。）であって人事院事務総長が認めるものとする。

(2) （略）